

業務名：守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
1	デモンストレーションにあたり、内容に沿った説明書を準備してもよいでしょうか？またご準備する場合、資料に制約はございますか？	差し支えありません。その場合、様式は任意のものとし、用紙サイズは原則A4（横向き、長辺綴じ）で24ページ以内とし、ページ番号を付してください。また、提出いただく場合の期限は、企画提案書等提出期日の令和6年9月25日（水）午後5時15分までとします。
2	プレゼンテーション、およびデモンストレーションについて、参加人数に制限はございますか？	会場のスペースが限られていますので、最大5名とさせていただきます。
3	データ移行の確認事項となっているExcel等のデータ抽出ツールは、どのようなものでしょうか？	<p>【催告対象者、停水予告対象者、停水執行対象者選定】 水道料金システムより大まかに対象者を抽出したテキストファイルを作成後CSVで抽出し、個々の使用者の状況を考慮した上で、実際に対象となる使用者をExcel上で整理し直したのち、再度当該ExcelをCSV変換し、当該データを水道料金システムへ取り込むツールとなります。</p> <p>【検定満期量水器交換】 水道料金システムより当該年度に交換対象となる量水器を抽出したテキストファイルを作成後CSVで抽出し、当該データに交換の施工業者情報を登録し、再度施工業者毎に振り分けたテキストファイルを作成後、施工業者毎にExcelデータを作成。その後、Excelデータに量水器交換情報（量水器交換時の指針等）を入力し、再度そのデータをテキストファイルに変換した後、水道料金システムへ取り込むツールとなります。</p>
4	成果物について、守山市様指定の書式があるものはございますか？	本市指定の書式はありません。
5	現在使用されているメールシーラーのメーカー、機種をご教示いただけますか？	デュプロ製メールシーラーEX4150を使用しています。

業務名：守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
6	<p>(p.2 項5「パッケージソフトの活用」)</p> <p>①本提案におけるシステムは、製販一体の業者による提案であり、導入から保守業務まで同一業者により実施を行う(OEM提供も不可とする)認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
7	<p>(p.2 項5「パッケージソフトの活用」)</p> <p>②給水受付申請システムについて、現在パッケージソフトが存在しており、運用実績があることを条件に提案参加ができる認識でよろしいでしょうか。例えば、排水受付申請システムなどの類似システムでは、給水受付とは業務内容が異なるため、提案不可と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
8	<p>(p.6 項8「システムの構成と基盤環境について」)</p> <p>③データセンターについて、貴市仮想基盤で提案する場合、メモリ増設及びライセンス利用料等の有無については、詳細に確認をする必要があると考えますので、仮想基盤の構築ベンダー様へ直接問い合わせを行ってもよろしいでしょうか。また、問い合わせ先をご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。仮想基盤構築・保守ベンダーは以下の通りです。 京都電子計算株式会社(担当:中原)075-241-5552</p>
9	<p>④貴市仮想基盤で提案する場合、リモート保守が実現できるよう貴市と弊社保守拠点間の専用回線を新設することを想定しております。ルーターの設置や回線の新設については問題ございませんでしょうか。</p>	<p>サーバ室へのルーターの設置、回線の敷設は問題ありませんが、ラック調達(10,000円程度)およびこれらの構築作業は受注者で実施してください。</p>
10	<p>(p.6 項9「データ移行について」)</p> <p>⑤現行システムの移行データの提供は、計3回頂きたいと考えますが、よろしいでしょうか。また、提供時期について、第一回目:令和6年12月、第二回目:令和7年9月頃、第三回目:令和7年10月(本番切り替え用)を希望しますが、ご提供いただけますでしょうか。</p>	<p>移行データの提供は、抽出対象となるテーブルについて作成された「移行ツール」を用いて行います。「移行ツール」は、本市のサーバ上のディレクトリに格納するため、自由にデータを抽出することができることから、何度でも移行データを提供することが可能です。 なお、移行データの提供については、別途現行の開発業者と契約し、準備する期間が必要であることから、「移行ツール」提供時期は、令和7年2月～3月頃になると見込まれます。</p>

業務名：守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
11	<p>(p.7 項11「導入支援・研修」(3)) ⑥「本稼働時に最初に行う主要処理(日常業務で使用する帳票作成や納入通知書の発行等)を遂行する際は、必ず立会いを行うこと。」とありますが、最低限、立会いを必要とする内容は具体的に下記と考えておりますが、その認識でよろしいでしょうか。</p> <p><水道料金システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム本稼働初日 ・納入通知書／督促状／催告書の発行 ・口座振替データの作成・取込 ・検針データの作成・取込 ・検針初日 ・給水停止帳票発行 ・メーター交換処理 ・年度締め <p><給水申請受付システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム本稼働初日 	<p>お見込みのとおりです。</p>
12	<p>(p.8 項13「次回更新時サポート」) ⑦「次のシステムに切り替わった場合」とありますが、例えば5年後にシステムは継続利用しハードウェアのみ更新する場合、システムの切り替わるタイミングは10年後と想定し、そのときに必要となるサポート費用を本提案見積りに含める必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>p.8 項13「次回更新時サポート」の項目は、「本契約期間終了(令和12年10月31日)後、次のシステムに切り替わった場合」を指しますので、本提案見積りに含めるのは、令和12年10月31日をもって他のシステムへ移行することを想定した場合に必要な費用を提案見積りに含めてください。もし、今回調達する水道料金システム等を継続利用等をするような状況となった場合には、当該費用の取扱いについては発注者および受注者で協議のうえ、決定することとします。</p>
13	<p>【仕様書別紙2「機能要件項目一覧表」】 (項目13「検針業務」項番151) ⑧検針データを作成するタイミングについては、一括作成の月末一回のみではなく、リアルタイムで柔軟に作成ができる必要があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>検針データの作成は、一括作成の月末1回のみで運用しており、リアルタイムで柔軟に作成することまでを求めるものではありません。</p>

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答																																			
14	(項目15「調定業務」項番182) ⑨「現行システムで作成済みの調定に対して調定更正をする場合、自動で料金計算できること。」とありますが、過去の料金計算方法は変更ございませんでしょうか。	新システム稼働後も、過去の料金計算方法と変更はございません。																																			
15	(項目16「請求業務」項番199) ⑩「名寄せ番号で名寄せして納付書が出力できること」とありますが、一括出力する納付書の中で、名寄せした納付書が纏まればよろしいでしょうか。また、名寄せした請求先の請求合計金額の抽出は必要でしょうか。必要な場合は、どのように出力を想定されていますか。	<p>納付書の出力において、名寄せした納付書が纏れば問題ありません。また、名寄せした請求先の請求合計金額の抽出が必要であり、出力イメージは以下のとおりです。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">《出力イメージ》 納入一括請求明細書</p> <p>〒 582-8585 住所 吉身二丁目5-22 氏名 上下水道事業所</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>水栓番号</th> <th>水栓所在地/使用者氏名</th> <th>使用月</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>000-00000-000</td> <td>●●町 ▲▲水源地</td> <td>令和6年8月</td> <td>2,270</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>999-99999-999</td> <td>■■町 ◆◆配水場</td> <td>令和6年8月</td> <td>2,270</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>4,540</td> </tr> </tbody> </table> </div>	番号	水栓番号	水栓所在地/使用者氏名	使用月	金額	1	000-00000-000	●●町 ▲▲水源地	令和6年8月	2,270	2	999-99999-999	■■町 ◆◆配水場	令和6年8月	2,270	3					4					5					合計				4,540
番号	水栓番号	水栓所在地/使用者氏名	使用月	金額																																	
1	000-00000-000	●●町 ▲▲水源地	令和6年8月	2,270																																	
2	999-99999-999	■■町 ◆◆配水場	令和6年8月	2,270																																	
3																																					
4																																					
5																																					
合計				4,540																																	
16	(項目16「請求業務」項番207) ⑪「請求画面に、日付の相関エラーチェックを入れること。」とありますが、発行日、納付書納期限などの日付の大小チェックをするということでしょうか。	納付書紛失等により納付書を再発行する際、設定した納付書期限日において、発行済みの納期限未到来の納付書がある場合に、ヒューマンエラーを防ぐため、発行してもよいか警告を出す機能を指します。																																			

業務名：守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
17	<p>【仕様書別紙5「機器仕様書」】 (項⑦「周辺機器」) ⑫ウイルス対策ソフトについては、貴市にて保有しているライセンスのご提供と、作業指示をいただいた上で、弊社にてクライアントにセットアップを行うと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書別紙5「機器仕様書」項⑦「周辺機器」のウイルス対策ソフトはライセンスの購入を含んでおり、ライセンスの購入からセットアップまではすべて受注者の負担とします。</p>
18	<p>【審査基準】 (項③「機能評価およびデモンストレーション審査」) ⑬デモンストレーションにおいて、貴市が抱える課題などを弊社なりに仮説をたてて審査基準に直接記載のない機能についてもご説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>	<p>差し支えありません。その場合、審査基準としては『仕様書「別紙2 機能要件項目一覧表」』以外の機能であって、本市の業務効率化や業務の深化に寄与する付加機能があるか』の項目において評価させていただく可能性があります。</p>
19	<p>【実施要領】 (項9「企画提案書等提出期日および作成方法等」(1)ア) ⑭「表紙を含め 20 ページ程度とし」とありますが、表紙と目次を含めて20ページ以内と捉えればよろしいでしょうか。貴市で明確な枚数の指定がありましたら、ご教示ください。</p>	<p>表紙および目次を含めて、24ページ以内としてください。なお、目次は必須ではありません。</p>
20	<p>(項10「審査の実施」(2)(3)) ⑮「プロジェクター等で映写し」とありますが、映写するために必要となるプロジェクターやHDMIケーブル、ディスプレイ、電源タップ等については貴市にてご用意いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>HDMIケーブル、ディスプレイ、電源タップは本市にて用意いたします。(プロジェクターは用意しませんが、上記3点を用意いたしますので、PCをご持参いただけましたら、ディスプレイに映写することが可能です。)</p>
21	<p>(質問1) ①対象資料：5. 仕様書.pdf ②質問箇所：6本業務の状況(2) 水道料金等 ③質問内容：別紙2「機能要件項目一覧表No2」にも記載されていますが、守山市水道事業給水条例、守山市水道事業給水条例施行規程、守山市公共下水道使用料条例、守山市公共下水道使用料条例施行規程およびその他関連する法令に記載されており現行システムで自動計算できているものは、新システムでも手動ではなく自動で計算できないといけない認識ですがあっていますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。仕様書「別紙2 機能要件項目一覧表」のNo.181に記載の「特殊な料金計算にも対応できること」とは自動で計算できることを意味します。なお、特殊な料金計算には、初回や中止精算時の日数計算、回帰計算の方法、認定水量の計算等があり、詳細は契約後の打合せにおいて説明いたします。</p>

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
22	<p>(質問2)</p> <p>①対象資料:5.仕様書.pdf</p> <p>②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について</p> <p>③質問内容:おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤を使用する場合の情報基盤利用料をご教示ください。以下リソースが必要となります。また、その金額は「2.実施要領.pdf」記載の見積上限額に含まれますでしょうか。</p> <p>【1台目】</p> <p>OS:Windows Server 2022 Standard CPU:4コア2.5GHZ相当 メモリ:32G HDD(15krpm):1Tバイト</p> <p>【2台目】</p> <p>OS:Windows Server 2022 Standard CPU:8コア2.5GHZ相当 メモリ:64G HDD(15krpm):2Tバイト</p>	<p>別添のとおり、おうみ自治体クラウド協議会と京都電子計算株式会社との「おうみ自治体クラウド・情報基盤サービス利用事業」の最新の契約書を添付するので、記載のリソースに必要な金額を見積もってください。また、当該金額は見積上限額に含まれます。</p>
23	<p>(質問3)</p> <p>①対象資料:5.仕様書.pdf</p> <p>②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について</p> <p>③質問内容:おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤を使用する場合、情報基盤利用料は発注者負担ですが、今回提案する見積額には含めることとあります。契約時には見積額から情報基盤利用料を減額した金額で契約するという事でしょうか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
24	(質問4) ①対象資料:5.仕様書.pdf ②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について ③質問内容:おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤、市の情報基盤を使用する場合ともにネットワーク工事は本調達範囲外で庁内からLANケーブルを接続すると情報基盤に繋がる想定であっていますでしょうか	ネットワーク工事(各フロアのL3SWから端末までの敷設、リモート保守を行う場合のリモート保守用ルーターへの敷設)については受注者が実施する想定です。
25	(質問5) ①対象資料:5.仕様書.pdf ②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について ③質問内容:おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤、市の情報基盤を使用する場合ともに受注者の保守拠点からリモート保守でサーバーに接続させていただくことは可能でしょうか	可能です。ただし、市と別途誓約書を締結していただきます。
26	(質問6) ①対象資料:5.仕様書.pdf ②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について ③質問内容:おうみ自治体クラウド協議会で構築している情報基盤、市の情報基盤を使用する場合ともにOSの払い出しまでは発注者にて実施いただける認識であっていますでしょうか	お見込みの通りです。サーバーOSについては発注者が準備します。

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
27	<p>(質問7)</p> <p>①対象資料:5.仕様書.pdf</p> <p>②質問箇所:8システムの構成と基盤環境について</p> <p>③質問内容:市の仮想基盤を使用する場合、以下リソースを使用する際に費用は発生しますでしょうか。発生する場合は、金額についてご教示ください。また、その金額は「2.実施要領.pdf」記載の見積上限額に含まれますでしょうか。</p> <p>【1台目】 OS:Windows Server 2022 Standard CPU:4コア2.5GHZ相当 メモリ:32G HDD(15krpm):1Tバイト</p> <p>【2台目】 OS:Windows Server 2022 Standard CPU:8コア2.5GHZ相当 メモリ:64G HDD(15krpm):2Tバイト</p>	<p>本市の仮想基盤では、現行スペック程度(※)の領域を確保しておりますが、それ以上の領域は確保できません。その為、ご質問いただいたスペックを本市仮想基盤において使用する場合は、回答No.8の連絡先に確認をお願いします。(この場合、見積上限額に含んでください。)</p> <p>※現行使用しているの水道料金システム等のスペック</p>
28	<p>(質問8)</p> <p>①対象資料:5.仕様書.pdf</p> <p>②質問箇所:9データ移行について</p> <p>③質問内容:外字も新システムで使用できるように受注者が現行システムの外字を構築する必要がある認識ですがありますか</p>	<p>お見込みのとおりです。現行システムの外字の例として、焰魔堂の「えん」等が該当します。</p>

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
29	<p>(質問9) ①対象資料:5.仕様書.pdf ②質問箇所:9データ移行について ③質問内容:提供されるテーブル数をご教示ください。また、提供されたデータの全項目について、貴市が必要と判断した項目は備考として移行するのではなく、実際の管理項目として新システムでも使用できるよう移行しないといけない認識でよろしいでしょうか</p>	<p>テーブル数は40前後を想定しています。詳細は契約後の打合せにおいて説明いたします。また、必要な項目は水栓や使用者等の情報として移行していただき、新システムでも登録・更新等管理ができるようにしてください。本市が必要と判断した項目に対して、ご提案システムで管理していないため、全て備考に移行するような対応は不可です。</p>
30	<p>(質問10) ①対象資料:6.仕様書別紙.pdf ②質問箇所:別紙2機能要件項目一覧表No88 ③質問内容:現在使用されているEUCの定義体を解析して新システムでも同様の抽出ができるよう受注者が設定する必要がある認識ですがありますか</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
31	<p>(質問11) ①対象資料:仕様書別紙.pdf ②質問箇所:別紙3 帳票等一覧表 ③質問内容:区分が「○」のものはレイアウト、項目、抽出条件、集計単位、出力順等は発注者から提示があり、現行システムで実現できており発注者が必要と判断したものは新システムでも実現しなければならない認識です。ありますか</p>	<p>お見込みのとおりです。詳細は契約後の打合せにおいて説明いたします。</p>

業務名:守山市水道料金システム等更新および保守業務

質問回答

No.	質問	回答
32	<p>(質問12) ①対象資料:6.仕様書別紙.pdf ②質問箇所:別紙3 帳票等一覧表について ③質問内容:『区分欄が「△」のものは帳票として発行できることを必須としないが、一般的なBI(Business Intelligence)機能等を利用することができ、使い慣れたブラウザで必要な情報を画面表示できるとともに、データ抽出(Excel、CSV等)が可能で、そのデータを加工することにより必要な情報を取得することができるものであれば可とする』とありますが、概要に記載されているデータを抽出するため、画面から入力する条件や出力項目等は発注者の指示のもと受注者が新システムの構築またはBIツール等の設定をおこなう必要がある認識ですがあっていきますでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。入力する条件や出力項目等の詳細は契約後の打合せにおいて説明いたします。</p>
33	<p>(質問13) ①対象資料:実施要領.pdf ②質問箇所:10 審査の実施 ③質問内容:プレゼンテーション及びデモンストレーション審査の参加人数制限はありますか。</p>	<p>回答No.2のとおりです。</p>
34	<p>(質問14) ①対象資料:実施要領.pdf ②質問箇所:10 審査の実施 ③質問内容:プレゼンテーション及びデモンストレーション審査で利用する、スクリーン、プロジェクター、ケーブルはご用意いただけますでしょうか。</p>	<p>回答No.20のとおりです。</p>



変更契約書

名称 契約書
 業務名 おうみ自治体クラウド・情報基盤サービス利用事業

上記の契約について、平成29年12月1日に締結した契約書（契約番号15）、平成30年4月1日に締結した変更契約書（契約番号29）、平成31年4月1日に締結した変更契約書（契約番号57）および令和2年8月1日に締結した変更契約書（契約番号89）の条項中、下記の事項について契約を変更する。

記

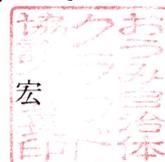
- 1 月額利用料の項を別表のとおり改める。

上記のほか、変更契約についても当初契約書の各条項を遵守するものとする。

以上、この変更契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和3年8月31日

発注者 草津市長、守山市長、栗東市長、野洲市長、湖南市長、
 近江八幡市長、米原市長および甲賀市長の名において
 滋賀県守山市吉身2丁目5番22号
 おうみ自治体クラウド協議会 会長 宮本 和 宏



受注者 京都府京都市中京区烏丸通二条上ル蒔絵屋町260番地
 京都電子計算株式会社
 代表取締役社長 山本 忠道



(別表)

月額利用料

(単位：円)

番号	内容	数量	利用料	消費税および地方消費税	備考
1	仮想マシン利用料	1台	16,000	1,600	Windows Server OS v CPU 1個 RAM 2GB ディスク容量 500GB
2	CPU拡張	1個	1,000	100	1と同時利用に限る
3	RAM拡張	2GB	1,000	100	1と同時利用に限る
4	ディスク容量拡張	1TB	2,000	200	1と同時利用に限る
5	NAS基本利用料	1台	28,000	2,800	CIF/NFS インスタンス 10と同時に利用した場合に限り、 NAS基本利用料1台分を無償と する。ただし、2台目以降は有償 とする。
6	NAS高速ディスク拡張	1台	18,000	1,800	5と同時利用に限る
7	NASDC内レプリケーション拡張	1台	12,000	1,200	5、6と同時利用に限る
8	NAS利用料 (従量課金)	1TB	2,000	200	5と同時利用に限る 最大6TB
9	短期利用初期費 (1回のみ)	1台	200,000	20,000	1、5の利用予定期間が60か月に 満たない場合に限る。 ただし本契約期間の終期は考慮し ない。
10	SBCサーバ利用料	—	—	—	インターネット分離用 20同時接続ライセンス含む CPU 8個 メモリ 28GB ディスク容量 100GB
	49台まで	1台	60,000	6,000	
	50台以降	1台	40,000	4,000	
11	Smooth File	1団体	40,000	4,000	

(注) 詳細は、「おうみ自治体クラウド・情報基盤サービス内容」のとおり。